

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和元年8月30日

静岡県知事 川勝平太

1 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課
電話番号 054-221-3614

2 競争入札に付する事項

- (1) 入札番号
第1号
- (2) 業務名
静岡県援護システムハードウェア機器の賃貸借及びシステム導入作業
- (3) 業務内容
入札説明書及び仕様書による
- (4) 機器賃貸借期間
令和元年12月1日から令和5年11月30日まで
- (5) システム導入作業期間
契約締結日から令和元年12月27日まで
- (6) 機器納入及びシステム導入作業場所
仕様書記載のとおり
- (7) 入札方法
総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「電子計算機」又は「物品賃貸」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) プライバシーマーク認定又はISO/IEC 27001認証若しくはJIS Q 27001認証のいずれかを取得していること。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 仕様書及び入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和元年9月10日（火）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課
電話番号 054-221-3614

(3) 交付方法

無償交付で直接行うものとする。

5 入札参加資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格確認申請書及び必要資料を提出し、本入札に係る入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

公告の日から令和元年9月10日（火）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 提出場所

上記4の(2)に同じ

6 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和元年9月26日（木）午前10時00分

(2) 入札の場所

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館4階 健康福祉部会議室

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び入札に関する条件等に違反した者が行った入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) その他

代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。

7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は入札説明書による。

(3) 本契約は長期継続契約である。